

豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、豊橋市内に存する旧基準非木造住宅の耐震改修設計または耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時ににおける非木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。

(2) マンション

共同住宅のうち、耐火建築物または準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。（分譲・賃貸を問わない。）

(3) 旧基準非木造住宅

建築基準法第6条第1項第2号、同第3号又は同第4号（木造を除く）に規定する建築物で、昭和56年5月31日以前に新築工事が着工された住宅又はマンションであつて、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。ただし特殊な構造（型式住宅、組積構造、補強コンクリートブロック造等）の建築物を除く。

(4) 耐震改修設計

建築士が平成18年国土交通省告示第184号（この号において「告示第184号」という。）の技術上の指針第2建築物の耐震改修の指針に基づき、建築物が地震に対し安全な構造となるように設計することをいう。ただし非木造の建築物は告示第184号別表第6の構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標の（三）となるように改修するための設計をいい、木造3階建ての建築物は別表第1の構造耐震指標の（三）となるように、それ以外の構造の建築物は別表第6の構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標の（三）となるように改修するための設計をいう。ただし知事が定める評定専門機関の耐震改修計画評定を受けて耐震改修設計を行うものに限る。

(5) 耐震改修工事

耐震改修設計に基づき行なう改修工事をいう。耐震改修設計を行なった設計士により工事監理を行なうこと（工事監理できる建築物については、建築士法第3条、第3条の2の規定を準用する。）。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(6) 施行者

耐震改修設計または耐震改修工事を行う旧基準非木造住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）、または、市長が所有者と同等と認める者をいう。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 次項に規定する建築物の施行者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 豊橋市税を滞納していない者であること。

2 この要綱に定める事業の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旧基準非木造住宅であること。
- (2) 区分所有された共同住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたものであること。
- (3) 建物所有者と建物使用者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たものであること。
- (4) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けて耐震改修設計または耐震改修工事を行おうとする者は豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金に係る事前相談書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし耐震改修工事を行おうとする者は前年度の8月31日までに提出しなければならない。

2 耐震診断結果において豊橋市の指導及び助言を受けずに、補助金の交付を受けて耐震改修設計または耐震改修工事を行おうとする者は、事前相談に先立ち事前確認書（様式第1-2号）を提出しなければならない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは耐震改修設計または耐震改修工事に着手する前に、豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第2号又は様式第2-2号）を提出しなければならない。

2 市長は適正と認めたときは、申請者に豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第3号又は様式第3-2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に基づく交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震改修設計または耐震改修工事の契約及び着手は前条第2項に定める補助金の交付決定通知後とすること。
- (2) 申請建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の建築基準関係規定に適合しているものであること。
- (3) 耐震改修工事においては工事内容を記録すること。

(地位の承継)

第9条 補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修設計または耐震改修工事を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修設計または耐震改修工事を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

3 申請者は、前2項に定める場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

- 4 地位の承継を受けようとする者は、豊橋市非木造住宅耐震改修費補助事業承継届（様式第4号又は様式第4-2号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

- 第10条 規則第7条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。
- 2 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをするときは、豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金交付申請取下書（様式第5号又は様式第5-2号）を市長に提出するものとする。

（計画の変更等）

- 第11条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後、規則第8条第1項各号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、豊橋市非木造住宅耐震改修費補助事業計画変更等申請書（様式第6号又は様式第6-2号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は適正と認めたときは、申請者に豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金変更決定通知書（様式第7号又は様式第7-2号）により通知するものとする。

（耐震改修工事における中間検査）

- 第12条 申請者は、耐震改修工事のうち市長が指定した工程を終えたときは、工事契約書等の写しを添えて、直ちに豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金中間検査申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、検査を行い、適正と認めたときは、申請者に豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金中間検査合格通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 3 前項の中間検査に合格しなかった申請者は、市長の指示により、耐震改修工事の適合しない箇所を是正しなければならない。この場合において、是正の完了後速やかに、前2項の規定に準じ、再度、市長の中間検査を受けなければならない。

（完了報告）

- 第13条 申請者は、耐震改修設計または耐震改修工事が完了したときは、設計または工事完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日（ただし、末日が土、日及び祝日の場合は直前の開庁日とする。）のいずれか早い日までに、規則第10条第1項に基づく実績報告として豊橋市非木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書（様式第10号又は様式第10-2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

- 第14条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（様式第11号又は様式第11-2号）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第15条 申請者は、前条に基づく補助金確定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金請求書（様式第12号又は様式第12-2号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（協議事項）

- 第16条 申請者は、次に掲げる地区内において、耐震改修設計または耐震改修工事を行う

ときは、当該事業主管課と協議しなければならない。

(1) 土地区画整理事業

(2) 都市計画施設

(3) その他市長が協議を必要と認める事業

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表 1

区分	補助対象経費	補助金の交付額
耐震 改修設計	耐震改修設計に要する経費	1. 住宅（マンション以外） 耐震改修設計費用と、延べ面積に 1 m²当り 33,500 円を乗じて得た額の 3.5%に 263,000 円を加算した額を比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額。（当該額は、1,350,000 円（ただし一戸建て住宅の場合は 289,000 円）を限度とする。また、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。） 2. マンション 耐震改修設計費用と、延べ面積に 1 m²当り 48,700 円を乗じて得た額の 2.5%に 263,000 円を加算した額を比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額。（当該額は、2,610,000 円を限度とする。また、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。）
耐震 改修工事	耐震改修工事に要する経費	1. 住宅（マンション以外） 耐震改修工事費用の 23%と、延べ面積に 1 m²当り 33,500 円を乗じて得た額の 23%とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額。（当該額は、一棟あたりの戸数に 800,000 円を乗じて得た額と 7,705,000 円（ただし一戸建て住宅の場合は 800,000 円）を比較していずれか少ない額を限度とする。また、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。） 2. マンション 耐震改修工事費用の 23%と、延べ面積に 1 m²当り 48,700 円を乗じて得た額の 23%とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額。（当該額は、一棟あたりの戸数に 800,000 円を乗じて得た額と 22,402,000 円を比較していずれか少ない額を限度とする。また、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。）

備考 耐震改修工事については、補助額と租税特別措置法第 4 1 条の 1 9 の 2 に規定する所得税の特別控除の額（以下「控除額」という。）の合計額を助成額とし、助成額から控除額を差し引いた額を交付額とする。